

令和3年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和3年度に所轄の社会福祉法人37法人（令和3年4月1日現在）のうち11法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

監査実施状況一覧

対象数	実施数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
37 法人	11 法人	10 法人	法人運営 22 件	8 法人	法人運営 10 件
		28 件	事業 0 件 管理 6 件	10 件	事業 0 件 管理 0 件

※文書指摘・・・国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

主な文書指摘事項及び講評

■法人運営

①【指摘事項】

- 評議員会の招集に際し、日時及び場所等を理事会の決議によらずに定め、招集の決定をしていた。また、法第45条の28第3項に規定する計算書類等は、備置き及び閲覧に係る規定との関係上、理事会の承認を受けてから2週間以上の間隔を確保しなければならないが、理事会及び定時評議員会を同日に開催していた。

【講評】

⇒評議員会の招集については、理事会の決議を経てから通知してください。決議の省略による方法により開催する場合も同様です。また、定時評議員会を対面（Web開催含む）で開催する場合は、理事会の承認から2週間以上の間隔を確保するようにしてください。

②【指摘事項】

- 評議員会を2回続けて欠席している評議員及び理事会を2回続けて欠席している理事が見受けられた。

【講評】

⇒すべての評議員及び理事が出席できるよう評議員会及び理事会の日程については、事前に調整するなど工夫してください。また、特定の評議員及び理事において、引き続き評議員会及び理事会の出席が難しい場合、評議員及び理事の交代を検討してください。

③【指摘事項】

- 理事、監事及び評議員の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないことを確認する書類等を候補者から徴しておらず、確認できる他の資料もなかった。

【講評】

⇒理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴し、その妥当性を確認してください。

④【指摘事項】

- 業務執行理事の選定について、理事会の決議で行われていなかった。

【講評】

⇒業務執行理事の選定については、理事会の決議が必要になります。

⑤【指摘事項】

- 理事長を選定する理事会について、招集通知を省略する方法により開催していたが、理事及び監事全員から同意を得たことが議事録に記録されておらず、同意を得たことを確認できる資料もなかった。

【講評】

⇒招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員の同意について、同意書を徴取する又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、確認できるようにしてください。

⑥【指摘事項】

- 当該法人の事業計画及び収支予算書については、定款の規定により評議員会の承認を受けなければならないが、評議員会の承認を受けていなかった。事業計画及び収支予算書については、評議員会の承認を受けること。

【講評】

⇒事業計画及び収支予算書について、定款の規定に基づき、適切に承認手続を受けてください。

⑦【指摘事項】

- 理事会で業務執行理事を選定しているが、業務執行理事について定款に定めがなかった。

【講評】

⇒速やかに定款の変更を行い、業務執行理事について規定してください。

⑧【指摘事項】

- 理事長及び業務執行理事を選定する理事会を決議の省略による方法で行っているが、理事長及び業務執行理事として選定された理事については同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録を徴取せず、監事については異議がないことを示す書面又は

電磁的記録を徴取していなかった。速やかに同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録及び異議がないことを示す書面又は電磁的記録を徴取すること。

【講評】

⇒速やかに同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録及び異議がないことを示す書面又は電磁的記録を徴取してください。

⑨【指摘事項】

●決議の省略による方法で行った理事会について、理事長から同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録を徴取していないものが見受けられた。（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）

【講評】

⇒速やかに同意の意思表示を示す書面又は電磁的記録を徴取してください。

⑩【指摘事項】

●決議の省略による方法で行った評議員会及び理事会の議事録について、議事録に記載すべき「決議があったものとみなされた日」が記載されていないものが見受けられた。

【講評】

⇒議事録には、必要事項を記載してください。

⑪【指摘事項】

●決議の省略による方法で行った理事会について、議事録を作成せず、監事の異議がないことを示す書面又は電磁的記録がなかったものが見受けられた。

【講評】

⇒理事会を決議の省略による方法で行う場合、必要事項を記載した議事録を作成してください。また、監事から異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を徴取してください。

⑫【指摘事項】

●決議の省略による方法で行った評議員会及び理事会の議事録について、議事録に記載すべき「決議があったものとみなされた日」が、それぞれ理事全員の同意書及び監事の異議がない旨の確認書又は評議員全員の同意書が最後に到達した日になっていなかった。

【講評】

⇒決議の省略による方法において決議されたとみなされる日は、同意書（監事の場合は異議がない旨の確認書）が最後に到達した日となります。

⑬【指摘事項】

●決議の省略による方法で行った理事会について、監事から異議を述べていないこと

を示す書面又は電磁的記録を徴取していなかった。

【講評】

⇒監事から異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を徴取してください。

⑭【指摘事項】

- 評議員の選任に際し、理事会における新評議員の推薦及び、その新評議員を選任すべき評議員選任・解任委員会の開催日時等が決議されていなかった。また、任期満了に伴う評議員選任・解任委員が選任されていたが、就任承諾書を徴取していなかった。

【講評】

⇒評議員を選任する際は、理事会において新評議員の推薦及び、その新評議員を選任すべき評議員選任・解任委員会の開催日時等を決議するとともに、評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、評議員選任・解任委員会の開催日時等を各委員に通知してください。また、評議員選任・解任委員を選任した場合は、各委員から就任承諾書を徴取してください。

⑮【指摘事項】

- 評議員選任・解任委員会において選任された、新評議員に係る就任承諾書及び欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴取しておらず、確認できる他の資料もなかった。

【講評】

⇒評議員を選任した場合は、重任の有無に関わらず、その都度、就任承諾書及び欠格事由に該当しないことを確認する書類を徴取してください。

■管理

⑯【指摘事項】

- 平成 29 年度社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法が改正されたが、その内容が反映されていない法改正前に施行された定款施行細則を使用していた。

【講評】

⇒他の規程の条文との整合性を確認するとともに社会福祉法の改正に則った内容となるよう、定款施行細則を全般的に見直してください。

⑰【指摘事項】

- 定款に規定する評議員選任・解任委員会の運営についての細則及び定款の施行についての細則を定めていなかった。

【講評】

⇒他の規程の条文との整合性を確認するとともに、可及的速やかに細則を整備してください。

⑱【指摘事項】

- 経理規程では、工事請負契約について、予定価格が1,000万円を超える場合は、一般競争入札又は、指名競争入札を実施しなければならないが、競争入札に適さない合理的理由がなく、過去に工事を施工した事業者と1社随意契約をしていた。

【講評】

⇒経理規程に基づき適正に事務処理をしてください。また、厚生労働省発出の「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日付社会・援護局福祉基盤課長ほか連名通知）」も併せて確認してください。